

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 16 日（火）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民、田野瀬太道君（無））
- ・神田憲次君外 5 名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、日吉雄太君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民、田野瀬太道君（無））
（質疑者）川内博史君（立民）、日吉雄太君（立民）、清水忠史君（共産）、青山雅幸君（維新）、前原誠司君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

川内博史君（立民）

（1） 税関における業務体制

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響や東京オリンピック・パラリンピックの準備等により増加すると見込まれる税関の業務量及び人員の確保状況
- イ 新型コロナウイルスワクチンの通関時の対応
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの輸入時期や輸入量に関する政府内の情報共有状況

（2） 育児休業等取得期間中の住宅ローン融資

- ア 金融機関からの融資を受けられない事例があるとの報道の事実確認
- イ 育児休業の取得を理由とした融資の謝絶に対する金融庁の金融機関に対する監督指針を踏まえた指導の必要性についての大臣の認識
- ウ 金融庁から金融機関に対して文書により指導を行う必要性

（3） 森友学園問題に係る応接録に対する情報公開法に基づく開示請求

- ア 南スーダン派遣施設隊の日報問題について、情報公開法の開示義務違反につながる行為であったとの防衛省の認識の確認及び不開示決定を取り消し開示決定に至った経緯
- イ 森友学園問題に係る応接録の開示請求に対して不開示決定が行われたもののうち、情報公開法の開示義務違反につながったものの件数
- ウ 応接録の存在を知っていたにもかかわらず文書不存在として不開示決定通知書を作成した行為が虚偽の公文書作成に該当する可能性
- エ 開示請求を受けた際の情報公開請求に対する事務マニュアルに基づく探索実施の有無
- オ 不開示決定に至る過程で開示義務違反につながる行為があった可能性及び大臣の認識
- カ 平成 30 年 6 月 4 日に財務省が公表した森友学園案件に係る決裁文書改ざん等に関する調査報告書（以下「財務省調査報告書」という。）において、開示請求に対する不適切な対応に関与した職員の処分事由に関し、応接録の存在を知っていたにもかかわらず文書不存在として不開示決定を行った等の事由が示されていない理由
- キ 財務省調査報告書に開示義務違反につながる不開示決定を行った等の記述を加えたうえで近畿財務局の職員であった赤木氏の墓前に報告すべきとの意見に対する大臣の見解

日吉雄太君（立民）

- (1) 税関における業務体制
 - ア 不正薬物に対する水際取締の重点化に向けた体制強化の取組
 - イ 不正薬物の効率的、効果的な水際取締のための人員確保強化に向けた今後の方向性
 - ウ 金地金の密輸に係る罰則強化の効果及び今後の更なる対応策
- (2) 近畿財務局の職員であった赤木氏が作成したとされるファイル（「赤木ファイル」）
 - ア 「赤木ファイル」の存否を回答することが係属中の国家賠償請求訴訟に対して不当な影響を及ぼすとの財務省側の回答に対し、森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査の目的と係属中の当該訴訟の目的が異なることから当該存否の回答を拒否する正当な理由がないとする意見に対する大臣の見解
 - イ 係属中の訴訟と同様の目的で行われる予備的調査があった場合に係属中の訴訟に対して不当な影響を及ぼすこととなる具体的理由
 - ウ 上記イの理由に関して司法権の独立の侵害とする具体例及び裁判官の訴訟指揮や判断に影響を与える具体的内容
 - エ 財務省調査報告書において「赤木ファイル」を調査対象としていたか否かの確認
 - オ 上記エに関して具体的な調査対象についてのコメントを差し控えるとする理由
- (3) 我が国の財政状況
 - ア 内閣府の国民経済計算による「期末貸借対照表」（一般政府）の作成方法及び対象範囲
 - イ 財務省作成の令和元年度「国の財務書類」（一般会計・特別会計）においては地方分が含まれていないことの確認
 - ウ 我が国の財政状況を判断するためには地方分を含める必要があるとの意見に対する財務省の見解
 - エ 「国の財務書類」（一般会計・特別会計）では債務超過額 591.8 兆円（令和元年度末）に対し「期末貸借対照表」（一般政府）においては資産超過額 98.6 兆円（令和元暦年末）となっていることに対する大臣の認識

清水忠史君（共産）

- (1) 関税込率法等の一部を改正する法律案（関税込率法等改正案）における災害等による納期限等の延長制度の拡充
 - ア 個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長を可能とする目的及び背景
 - イ 期限延長の要否を判断する者及び統一的な判断基準を設けるか否かの確認
- (2) コロナ禍における中小企業等の資金繰り及び納税困難者への支援
 - ア 本年2月5日及び3月4日と2回にわたって金融庁から金融機関に対して緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について要請を行った理由及び目的
 - イ 貸し渋りや貸し剥がしと考えられるような行為が一部の金融機関で行われたとの懸念についての大臣の認識及び所見
 - ウ 想定以上にコロナ禍の影響が継続していることを踏まえ、官民の金融機関による実質無利子無担保融資の据置期間の延長等がなされているか否かの確認
 - エ 融資増額を要請するも受け入れられず社会保険料等を支払うことができないという相談等があることを金融庁として認識しているか否かの確認
 - オ 納税猶予の特例を再度実施すべきとの考えに対する財務省の見解
 - カ 税務署において換価の猶予の申請を受け付けないことの問題性
 - キ 事業者が活用できる制度について税務署において丁寧に説明するよう国税庁として指導を行うこととの確認

青山雅幸君（維新）

- (1) 関税定率法等改正案における個別品目の関税率等の見直し
 - ア 品目や税率等の改正事項を決定する基準
 - イ 品目や税率等の改正事項の決定に関して業界団体の政治力によって公正さがゆがめられることがないようにするための留意点及び工夫
- (2) スマート税関構想の概要及び実現方法

前原誠司君（国民）

- (1) 大臣が自身と所管行政に関係する事業者との会食の有無を尋ねられた場合の答弁の在り方についての大臣の所見
- (2) 関税定率法等改正案
 - ア 災害等による納期限等の延長制度の拡充
 - a 期限延長が認められる「災害その他やむを得ない理由」のうち、「その他やむを得ない理由」として想定される具体的内容
 - b コロナ禍が「その他やむを得ない理由」に該当するか否かの確認
 - イ 本改正案で関税率等を見直すこととされている品目以外に見直しが検討された品目の有無
 - ウ 関税割当制度を見直すべきとの考えに対する財務省の見解
 - エ 沖縄に係る関税制度上の特例措置である選択課税制度の利用実績が少ないにもかかわらず、制度を見直さずに適用期限を延長する理由
 - オ 暫定税率を基本税率化すべきとの考えに対する財務省の見解